

史跡長久手古戦場保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡長久手古戦場附 御旗山 首塚 色金山の保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定するため、史跡長久手古戦場保存活用計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 国指定史跡長久手古戦場附 御旗山 首塚 色金山の保存に関すること。
- (2) 国指定史跡長久手古戦場附 御旗山 首塚 色金山の活用に関すること。
- (3) その他保存活用計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 関係する分野に見識を有する学識経験者
- (2) 地元有識者
- (3) 地元関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員会には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 議長は、委員長とする。

3 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

6 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の承諾をもって会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くらし文化部生涯学習課において総括し、処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の委員会招集は、くらし文化部長が行う。